

議 案 第 34 号

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

文化・スポーツ政策を市長部局において重点的かつ総合的に推進することを目的として、文化スポーツ部を新設するため。

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例

松戸市行政組織条例（平成24年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6)～(12) （略）</u></p> <p>（経済振興部の所掌事務）</p> <p>第6条 経済振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>経済振興及び観光に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 文化及び国際化施策に関すること。</u></p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p><u>(6) 文化スポーツ部</u></p> <p><u>(7)～(13) （略）</u></p> <p>（経済振興部の所掌事務）</p> <p>第6条 経済振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 経済振興に関すること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>（削除）</p> <p><u>（文化スポーツ部の所掌事務）</u></p> <p><u>第7条 文化スポーツ部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 文化に関すること。</u></p> <p><u>(2) スポーツに関すること。</u></p> <p><u>(3) 観光に関すること。</u></p> <p><u>(4) 国際化施策に関すること。</u></p> |

第7条～第15条 (略)

第8条～第16条 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。